

<p>57の2 建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく同一敷地内認定建築物又は同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>同一敷地内認定建築物又は同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料</p>	<p>1件につき同一敷地内認定建築物又は同一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合は23万8千円、建築物の数が2以上である場合には23万8千円に1を超える建築物の数に2万8千円を乗じて得た額を加算した額</p>
---	---	--

別表58の項中「認定」を「認定又は許可」に改め、同表60の項中「第31条の2第2項第10号八」を「第31条の2第2項第11号八」に、「第62条の3第4項第10号八」を「第62条の3第4項第11号八」に改め、同表61の項中「第31条の2第2項第11号二」を「第31条の2第2項第12号二」に、「第62条の3第4項第11号二」を「第62条の3第4項第12号二」に改める。

付 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、別表に46の2の項を加える改正規定並びに同表第60の項及び第61の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法及び租税特別措置法の改正に伴い、規

定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第121号議案

足立区住宅基本条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区住宅基本条例の一部を改正する条例
足立区住宅基本条例（平成6年足立区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

住宅・都市整備公団法の廃止に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第122号議案

足立区住宅改良助成条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区住宅改良助成条例の一部を改正する条例
足立区住宅改良助成条例（平成元年足立区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「金融機関から住宅改良資金を借り入れて」を削り、「良好なまちづくり」を「安全で快適な居住環境の確保」に改める。

第2条第4号中「外壁、屋上、給排水管等」を削り、同条第5号及び第6号を次のように改める。